

※1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更に係る色彩について

◆青森県全体の推奨色範囲の考え方（「青森県景観色彩ガイドプラン」より）

・・・使用する色を限定、又は特定するものではありません。

基調色・・・外観の中心となる大面積に用いる色

色相・・・Y R系、Y系の範囲を中心に推奨。P系、R P系は景観を阻害するおそれがあり、注意（特に彩度4以上）が必要

明度・・・壁面については明度4～8.5の範囲、屋根については明度2～5までの範囲

彩度・・・5以下

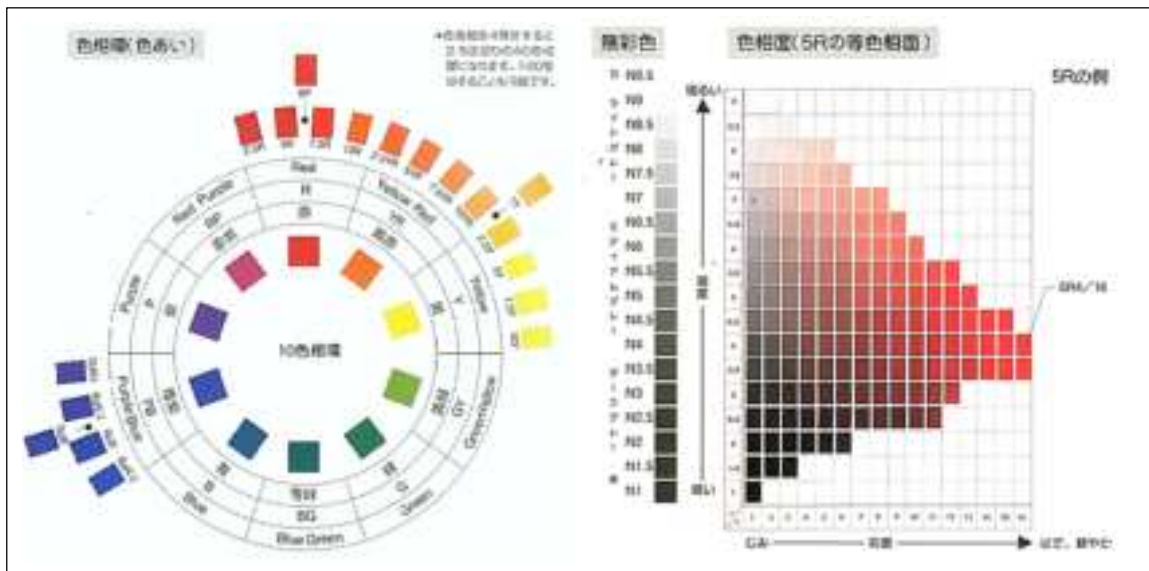
準基調色・・・基調色よりも小さい面積に使用する色

基調色に用いた色に近い色相を使用し、トーン差（明度と彩度による色の差）をもたせた色の使用を推奨

アクセント色・・・計画物の小面積に使う彩度の強い色

彩度については10以内

○しっくいやレンガ、石材やコンクリート、木質などの素材色は対象から除きます



◆さらに、青森市において、景観特性に応じた地域別の推奨色の範囲を別図（17～19項）のとおり設定します。

※2 市推薦樹種について

高木	アオダモ、アカマツ（クロマツ）、アメリカハナミズキ、イタヤカエデ、イチイ、イヌエンジュ、イロハカエデ、ウメ、エゴノキ、エンジュ、シナノキ、オオヤマザクラ、カツラ、ケヤキ、コウヤマキ、コシアブラ、コナラ、コブシ、サトザクラ類、サルスベリ、サワグルミ、サワラ、サンシュユ、シラカンバ、シロヤナギ、スギ、ソメイヨシノザクラ、ダケカンバ、ドイツトウヒ、トチノキ、ナナカマド、ニオイヒバ、ニセアカシア、ハウチワカエデ、ハルニレ、ヒノキアスナロ、ブナ、プラタナス、ホオノキ、ミズキ、ミズナラ、メタセコイヤ、モミ、ヤシヤブシ、ヤブツバキ、ヤマボウシ
中木	アキガミ、イヌツゲ、ズミ、タムシバ、ナツグミ、ネムノキ、ノリウツギ、ハクモクレン、ハナカイドウ、ヒイラギ、マサキ、マユミ、マルバマンサク、マルメロ、ムクゲ、ライラック、リョウブ
低木	アオキ、アクシバ、イボタノキ、ウツギ、エゾユズリハ、オオバクロモジ、ガクアジサイ、コテマリ、ジンチョウゲ、タニウツギ、ドウダンツツジ、ナワシログミ、ナンテン、ニシキギ、ヒイラギナンテン、ヒメアオキ、ボケ、ミヤマガマズミ、ムシカリ、ムラサキシキブ、ヤツデ、ヤマツツジ、ヤマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ

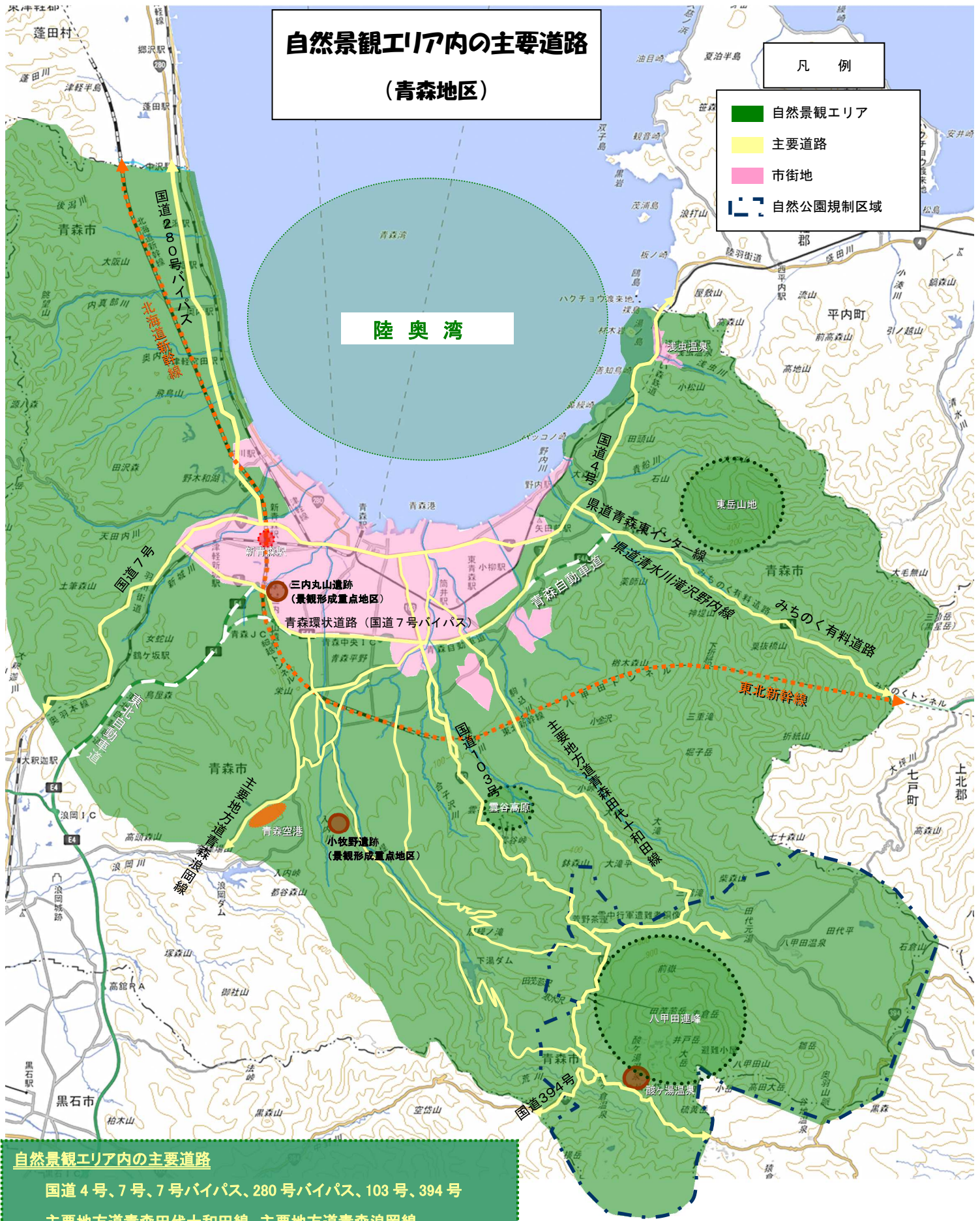
（「青森市緑の基本計画」（平成28年3月）（資料編）より）

自然景観エリア内の主要道路 (青森地区)

凡例

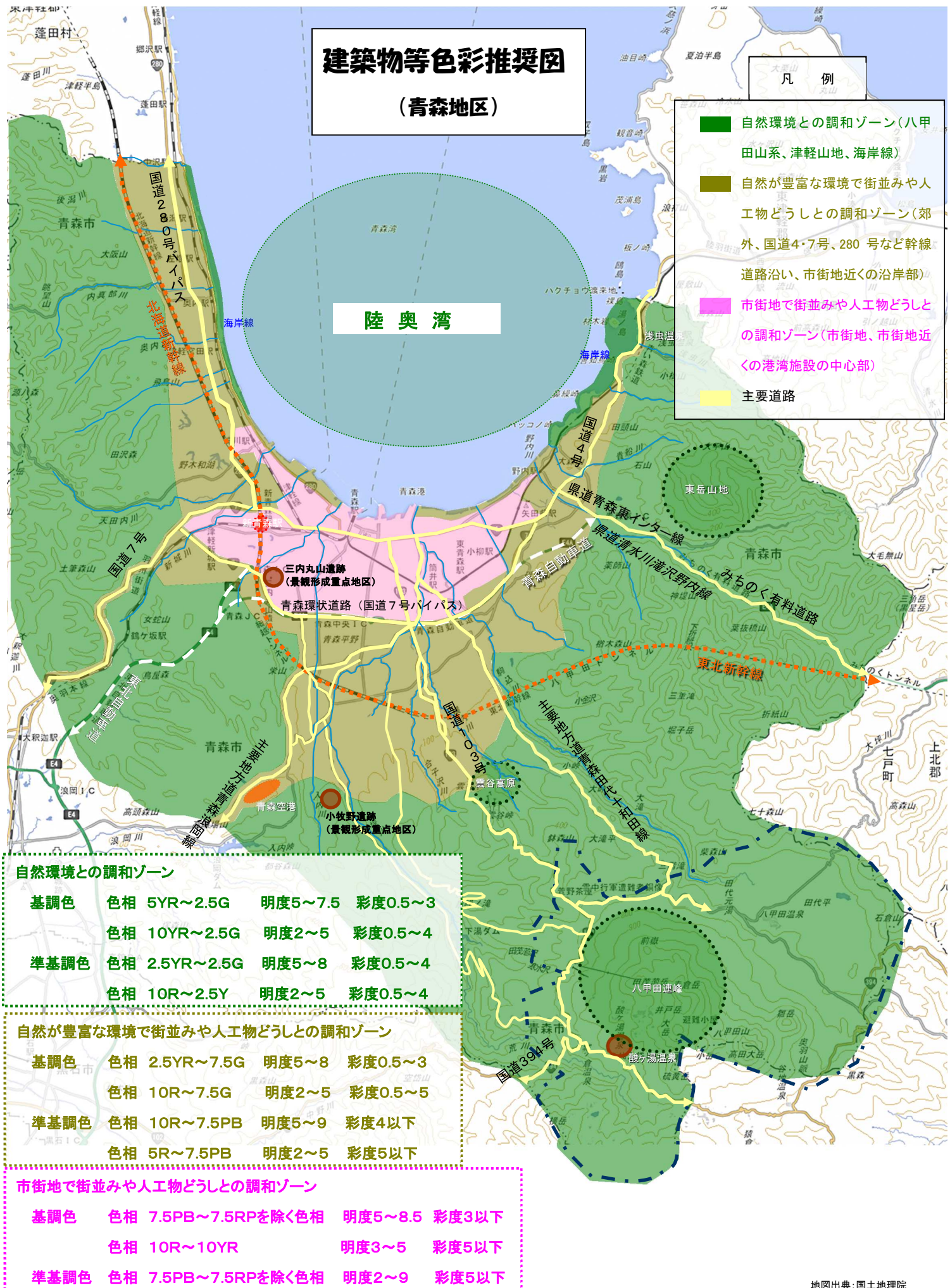
- 自然景観エリア
- 主要道路
- 市街地
- 自然公園規制区域

陸奥湾



自然景観エリア内の主要道路

国道4号、7号、7号バイパス、280号バイパス、103号、394号
 主要地方道青森田代十和田線、主要地方道青森浪岡線、
 県道青森東インター線、県道清水川滝沢野内線、みちのく有料道路
 八甲田山に向かって延びる道路、田園内の道路



建築物等色彩推奨図 (青森地区)

凡例

- 自然環境との調和ゾーン(八甲田山系、津軽山地、海岸線)
- 自然が豊富な環境で街並みや人工物どうしの調和ゾーン(郊外、国道4・7号、280号など幹線道路沿い、市街地近くの沿岸部)
- 市街地で街並みや人工物どうしの調和ゾーン(市街地、市街地近くの港湾施設の中心部)
- 主要道路

陸奥湾

自然環境との調和ゾーン

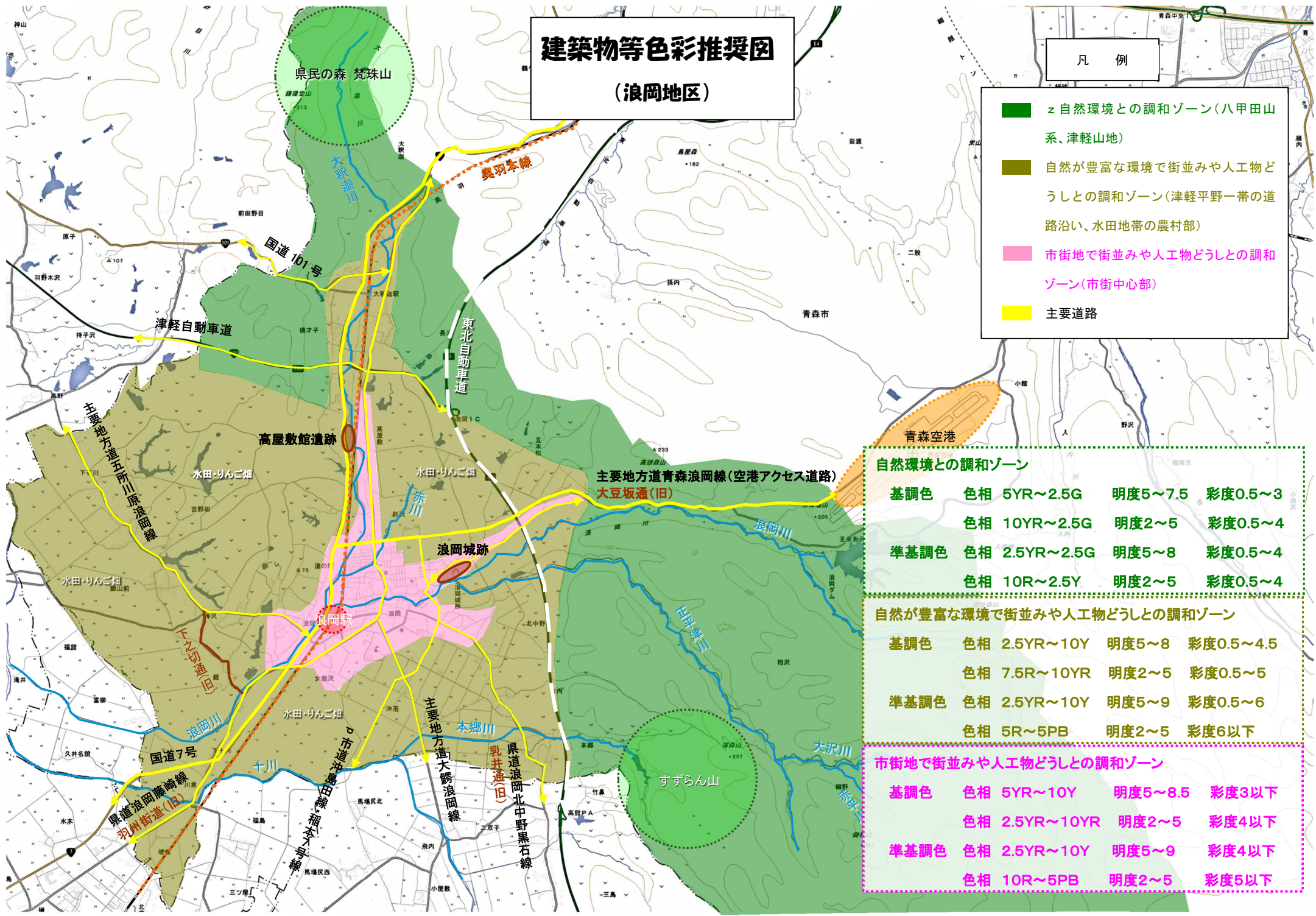
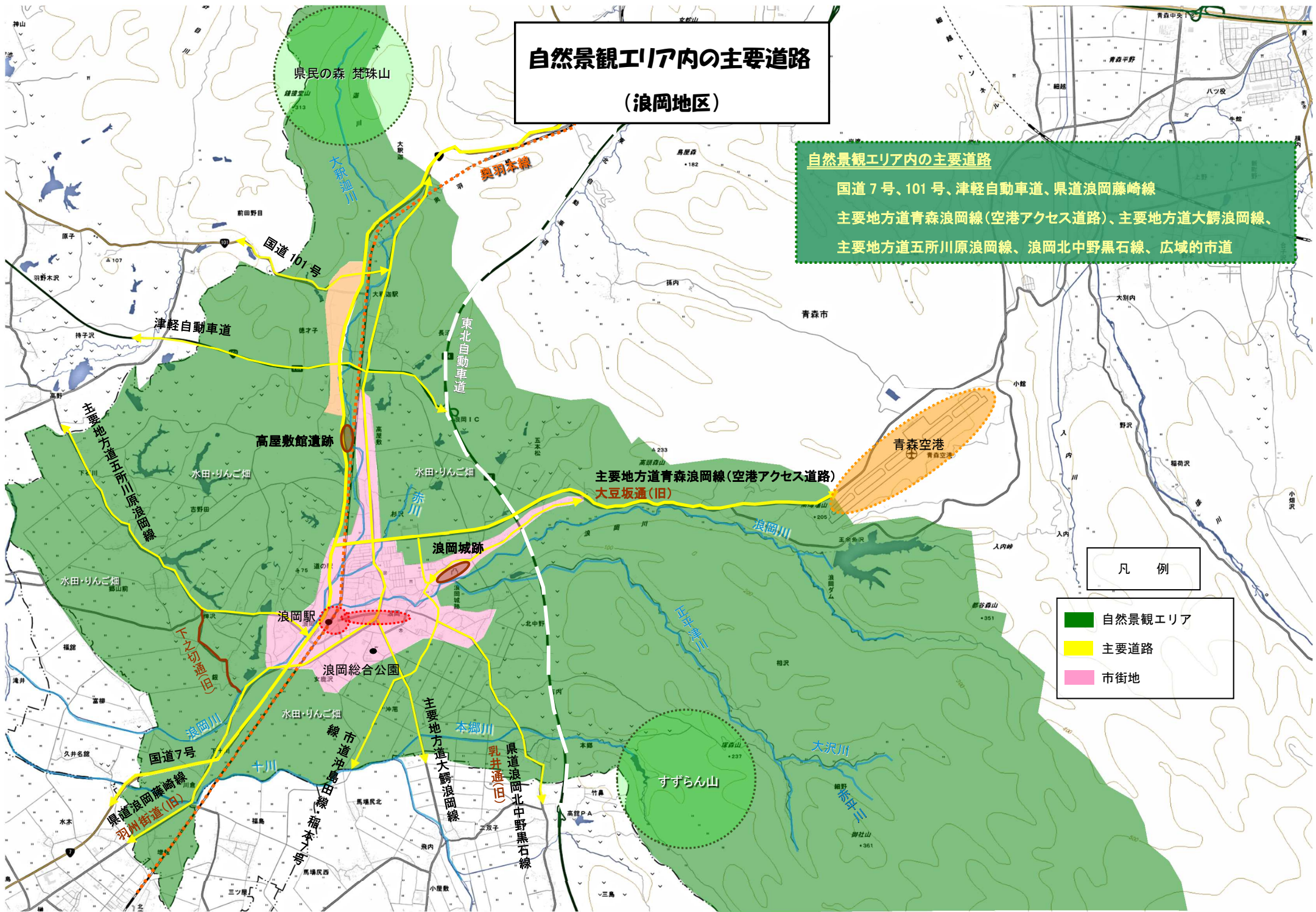
基調色	色相	5YR~2.5G	明度	5~7.5	彩度	0.5~3
	色相	10YR~2.5G	明度	2~5	彩度	0.5~4
準基調色	色相	2.5YR~2.5G	明度	5~8	彩度	0.5~4
	色相	10R~2.5Y	明度	2~5	彩度	0.5~4

自然が豊富な環境で街並みや人工物どうしの調和ゾーン

基調色	色相	2.5YR~7.5G	明度	5~8	彩度	0.5~3
	色相	10R~7.5G	明度	2~5	彩度	0.5~5
準基調色	色相	10R~7.5PB	明度	5~9	彩度	4以下
	色相	5R~7.5PB	明度	2~5	彩度	5以下

市街地で街並みや人工物どうしの調和ゾーン

基調色	色相	7.5PB~7.5RPを除く色相	明度	5~8.5	彩度	3以下
	色相	10R~10YR	明度	3~5	彩度	5以下
準基調色	色相	7.5PB~7.5RPを除く色相	明度	2~9	彩度	5以下



6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

【誘導・規制方針】

- ・ 自然景観エリアで厳しい規制
- ・ 違反広告物の簡易除却実施、罰則の実施
- ・ 主要道路沿線において、信号機や案内板に支障をきたさないような制限
- ・ 業者の登録制実施

【屋外広告物景観形成基準（景観計画区域）】

届出を要する行為に相当する屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置、又は外観の変更	位置、規模及び形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要な視点場から眺望できる、地域のシンボルとなる山稜の稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態に配慮すること。 2 優れた自然景観や人工景観を有する地域では、これと調和又は保全が図られるよう、規模及び形態意匠に配慮すること。 3 市街地にあつては、周辺建築物等との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 4 道路沿線においては、道路空間上の信号機や標識・案内板の認知を妨げない位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 5 景観形成重点地区の資産範囲内の主要な視点場から見えない位置、規模、高さとするよう配慮すること。 6 複数の広告物は、群（まとまり）として周辺の優れた景観と調和するよう大きさや向きを揃えるなど配慮すること。
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 周辺景観や自然景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 2 色彩については、色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 3 道路沿線においては、道路空間上の信号機や標識・案内板に支障を与えない安全性を考慮した色彩を用いるよう配慮すること。
	素材	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置場所の地域特性に合う素材の使用や表面処理に配慮すること。 2 耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう配慮すること。

【自然景観エリアの白地地域（用途地域が設定されていない地域）における基準】

屋外広告物の設置 （公共的目的のものなど必要に応じ条例で適用除外設定）	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然景観エリア内施設等の案内誘導目的以外での電柱への掲出、設置は認めない。 2 地上からの高さ10m以下、表示面積は1方向5㎡以下（2方向の表示面の面積の合計10㎡以下）とする。 3 主要道路や鉄道及びこれらから展望することができる地域を禁止地域として追加し、野立て看板を制限する。 4 山岳、山間部では、色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。 5 山岳、山間部では、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。
--	---

7. 景観重要建造物の指定に関する事項

【指定の方針】

- ・ 外観上の特徴があり地域のシンボルとなっている
- ・ 道路などの公共的空間から容易に望見できる
- ・ 地域住民に親しまれている
- ・ 景観上将来にわたって保全・継承の必要性がある
- ・ 所有・管理者の意見を尊重
- ・ 高さ5メートルを超えるもの

8. 景観重要樹木の指定に関する事項

【指定の方針】

- ・ 外観上の特徴があり地域のシンボルとなっている
- ・ 道路などの公共的空間から容易に望見できる
- ・ 地域住民に親しまれている
- ・ 将来にわたって保全・継承の必要性がある
- ・ 所有・管理者の意見を尊重
- ・ 樹高5メートルを超えるもの
- ・ 周囲の環境等により、心象に残る奇抜な樹容をなすもの

9. 景観重要公共施設の整備に関する事項

地域の景観の核となる道路・公園・河川・港湾等の公共施設については、景観重要公共施設として位置付け、当該公共施設及びその周辺の特性や土地利用に応じた整備事項を定めるとともに、案内標識等の整備を促進しながら、良好な景観の形成を図ることとします。

10. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

景観農業振興地域整備計画を策定するにあたっては、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、次の事項を定めることとします。

- ・ 対象とする区域
- ・ その区域内における土地の農業上の利用に関する事項
- ・ 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- ・ 農用地等の保全に関する事項
- ・ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項等

11. 案内・誘導サイン等の整備に関する事項

【整備の方針】

- ・ 必要な場所へ分かりやすく設置
- ・ 視認性を確保した上で多言語表記を推進
- ・ 表記内容の連続性・統一性を確保

【配慮すべき事項】

位置、規模及び形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用書体は、離れたところからの可読性や視認性を考慮し、原則として角ゴシック体とするよう配慮すること。 2 文字の大きさは、視認距離に応じた大きさとなるよう配慮すること。 3 日本語の表記は、原則として国文法、現代かなづかい、数字の表記は算用数字による表記を行うよう配慮すること。ただし、固有名詞においてはこの限りでない。 4 外国語の表記は、日本語と英語の併記を基本とし、必要に応じて中国語（繁体字、簡体字）、韓国語も併記するよう配慮すること。また、ローマ字で表記する場合には、原則へボン式とする。 5 ピクトグラムは標準案内用図記号及び JIS の使用を原則とし、積極的に使用するよう配慮すること。 6 サインの存在が一見してわかる場所で、通行の支障とならない場所に設置するよう配慮すること。 7 サインのデザインはシンプルなものとし、種類ごとに統一したデザインとなるよう配慮すること。 8 複数のサインを集約し、統一したサインとなるよう配慮すること。
色 彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 多様な色覚に配慮し、誰にとってもわかりやすい色の組み合わせ（青と黒、黄と白の色彩の組み合わせは用いない）となるよう配慮すること。

※サインの種類について

案内サイン	地図等を用いて、目的地へ向かうための情報や施設等の位置を案内するサイン
誘導サイン	施設等の名称・矢印などを用いて、目的の施設の方向やルートを案内するサイン
説明サイン	施設等の案内や告知するサイン
規制サイン	文字やピクトグラムなどを用いて、歩行者や利用者の行動を規制するサイン
位置サイン	名称やピクトグラムなどを用いて、目的の施設等の位置を告知するサイン
広報サイン	主に催しや生活情報の告知に用いるサイン

12. 景観形成推進体制

景観は、市民、事業者や行政の活動によって形成されるものであり、これをより魅力的なものにしていくためには、各々の努力と理解・協力が不可欠です。

このため、市民・事業者と行政がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携により一体となって良好な景観形成を図っていく必要があります。

12-1 市民と事業者の役割

景観を守り、また新たに形づくっていく上で、市民や事業者は互いに主体となるものであることから、良好な景観の形成に向けた積極的な関わりが期待されています。

このため、快適な空間をもたらす良好な景観は、市民共有の財産であることを認識し、新たな建築や開発時のみならず日常生活や事業活動においても、景観に配慮することが求められています。

12-2 市の役割

市は、良好な景観の形成を図るため、魅力的な公共空間の創出を積極的に推進するなど先導的な役割を担うとともに、多様な住民参加を促し、市民や事業活動の誘導、啓発や協力を行うなど市民・事業者・行政が一体となった景観形成に向けた調整機能を担っていきます。

(1) 景観意識の高揚と市民合意の形成

市民や事業者の景観への理解と関心を深めるとともに、魅力的な景観形成に向けた主体的な活動を促進するため、児童・生徒の教育活動の段階から景観形成の重要性の積極的PRや意識の高揚等に努め、市民合意の形成を図ります。

- ア 景観計画や景観形成に対する取り組みについての啓発・情報共有
- イ パンフレットや広報などによる景観PRの推進
- ウ 良好な景観形成に資する建築物や工作物、地域活動に対する評価
- エ 学校教育や生涯学習との連携による景観教育の推進
- オ 地域住民による自主的な緑化活動や、良好な景観づくりに貢献しているまちなみ景観を表彰することによる市民・事業者参加の促進

(2) 推進組織・体制の整備

多分野にまたがる景観行政の総合的な施策推進のため、調整・統括・誘導を行う庁内組織体制を整えるとともに、国・県等との連携による公共施設整備での先導的な役割を担っていきます。また、景観形成のための施策推進にあたっては、審議組織の活用や市民活動団体との協力・連携体制を築くなど総合的な推進体制を整備・充実を図ります。

- ア 公共事業による景観形成の先導的な推進 (※3)
- イ 国・県等関係機関との連携強化及び庁内意識の向上
- ウ 青森市景観審議会の積極的活用
- エ 設計・建設・開発業界との連携による良好な景観形成の誘導
- オ 市民又はNPO法人等の積極的な景観形成活動への協力・育成
- カ 景観整備機構制度活用の調整 (※4)
- キ 地域の問題解決のため、必要に応じた景観協議会の設置 (※5)
- ク 景観協定制度の積極的な啓発・普及 (※6)

※3 青森市景観条例 (抜粋)

(公共事業)

第16条 「公共事業」とは、国の機関等が行う土木その他の建設事業をいう。

(公共事業景観形成基準)

第17条 市長は、市が実施する公共事業に係る良好な景観の形成のための基準(以下「公共事業景観形成基準」という。)を定めなければならない。

(公共事業景観形成基準の準拠等)

第18条 市は、公共事業景観形成基準を遵守するものとする。

3 市長は、国の機関等に対し、公共事業景観形成基準に準拠して公共事業を実施するよう要請するものとする。

※4 景観整備機構

民間団体や市民による自発的な保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度(景観法第92条)。

※5 景観協議会

景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされている(景観法第15条)。

※6 景観協定制度

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を締結する制度(景観法第81条)。

13 目標とする指標

指標とその説明	基準値	目標値
景観形成基準適合割合 一定規模を超える（大規模）行為が景観形成基準に適合している割合	100% (2020 年度)	100% (2023 年度)
緑化活動団体数 自主的に緑化活動を行っている年間の団体数	76 団体 (2020 年度)	76 団体 (2023 年度)